養老川流域懇談会規約

(名称)

- 第1条 本会は、養老川流域懇談会(以下、「懇談会」という。)と称する。 (目的)
- 第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16 条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合等に、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町の意見を聴く場として設置するものである。

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく付属機関の 性質を有しない。

(委員)

- 第3条 懇談会は別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係 市町から構成される委員をもって組織する。
- 2 委員は、千葉県知事が依頼し、任期は原則として依頼を承諾した日から当該年度末までとし、再任を妨げない。

(座長)

- 第4条 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務 を行う。
- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総括するとともに懇談会の議長を務めるものとする。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(懇談会の開催)

第5条 懇談会は、必要に応じ開催することとし千葉県知事を代行し、千葉県市原土木事務所長の招集により開催される。

(委員以外の者の懇談会への出席)

第6条 懇談会では、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見等を求める ことができる。

(幹事会の設置)

第7条 懇談会の円滑な運営を図るため、懇談会に幹事会を設置し別表2に掲 げる部署の者をもってこれに当てる。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局を千葉県市原土木事務所に置くこととする。

(懇談会の公開)

第9条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。

(その他)

- 第10条 この規約に定めるものの他、懇談会の運営に関する必要な事項は、 千葉県知事が定める。
- 第11条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。

(付則)

- この規約は、平成16年3月24日から施行する。
- この規約は、平成21年2月18日から施行する。
- この規約は、平成23年7月27日から施行する。
- この規約は、平成24年3月21日から施行する。
- この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- この規約は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 養老川流域懇談会委員

区分	人数
学 識 経 験 者	6名以内
河川利用者	1名
関 係 住 民	4名以内
関 係 市 町	4名以内
合 計	15名以内

別表 2 養老川流域懇談会幹事会

区分	所属	
千葉県	県土整備部	河川整備課
		河川環境課
		夷隅土木事務所
		高滝ダム管理事務所
	農林水産部	千葉農業事務所
	企業庁	千葉工業用水道事務所
関係市町	市原市	関係部署
	大多喜町	関係部署
事務局	千葉県 県土整備部 市原土木事務所	